

第2回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（木村委員）

教 育 長) ここで、審議の前に、4月の異動で教育委員会に新たに着任した課長を管理部長より紹介させていただきます。

〈管理部長より紹介〉

教 育 長) ここでお諮りいたします。専決報告第1号「芦屋市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について」ですが、これは次の専決報告第2号「参事、主幹及び主査の分掌事務を定める規程の一部を改正する訓令の制定について」とも関連する内容ですので、一括で審議したいと思います。御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、専決報告第1号と専決報告第2号を一括して審議します。

それでは、審議に入ります。日程第1、専決報告第1号と専決報告第2号を議題とします。提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅 井 委 員) 専決報告第2号の9ページですが、今までは特別支援教育担当、放課後事業担当という事務分掌としての独立した項目はなかったということですか。

教 職 員 課 長) 特別支援教育担当については、これまでと業務自体は変わ

っておりません。以前、指導主事が担当していたときには、特別支援教育担当として主査を設置しておりました。しかし、昨年度までの数年間は、ここに退職した教頭先生を充てて担当していただいていた。その場合は主査ではなく、一般職として業務を担当していただいていたため、特別支援教育担当の主査としては削除をしておりました。

今年度より、再び指導主事を充てることになった関係で、改めて主査級として特別支援教育担当を設置しました。

浅井委員) わかりました。

教職員課長) そして、青少年育成課の放課後事業担当については、これまでキッズスクエアの直接の担当としては、係長ではなく一般職を設置しており、青少年育成課の係長が係全般の業務を見る中で、キッズスクエアも担当していました。しかし、キッズスクエアの業務が増加し、さらに内容を充実させるため、青少年育成課の係長とは別に、キッズスクエアに特化した係長級の主査を増設しております。

小石委員) 昨年度と比較して、事務局職員の人数の増減はいかがですか。

教職員課長) 教育委員会事務局の職員として、直接増えたところとしては、今回の主査級の分ですと、特別支援教育担当がこれまでは嘱託職員でしたが、今回、正規職員になったので、この部分に関しては、正規職員として1名増加している形です。それ以外は、特に人数の増減はありません。

小石委員) 役職が増えたということですか。

教職員課長) そうです。

越 野 委 員) 今回、幼稚園から3名の教諭が市長部局に出向になったというのですが、今年度だけでなく、来年度も3名程度出向になるということですか。

教 職 員 課 長) 今年度、精道こども園の開園にあわせて、教育委員会から幼稚園教諭3名が出向併任という形をとり、精道こども園で勤務しております。体制については、当分の間は、精道こども園に3名の幼稚園教諭を出向併任する予定です。平成33年度には西藏こども園も開園します。まだ、出向併任をする人数は決まっておりませんが、仮に、西藏こども園にも3名の職員を配置することになると、平成31年度、平成32年度までは3名、平成33年度より6名の幼稚園教諭が出向併任という形で、認定こども園で勤務することになります。

認定こども園で勤務する幼稚園教諭については、必要に応じて人事異動があるので、認定こども園に行きっぱなしではなく、市立幼稚園に戻り勤務することもあります。

越 野 委 員) 西藏こども園は、精道こども園よりも規模が大きくなると思うのですが、出向併任の人数は3名なのでしょうか。

教 職 員 課 長) 西藏こども園に出向併任する人数は、現段階では決まっておられません。今後の幼稚園のクラス数の動向を見つつ、何人まで認定こども園へ出向させることができるかを教育委員会としては判断しなくてははいけません。今後の幼稚園のクラス数の推移によりましては、必ず6人出向させることができるかはわかりませんので、あくまで、6人は目安としての数字となっています。

木 村 委 員) 専決報告第1号に戻りますが、21ページに公光町倉庫の

維持管理に関することとありますが、以前は市長部局の所管だったのでしょうか。

社会教育部長) 今までは、芦屋市P T A協議会と芦屋市教職員組合の事務所は精道小学校のプレハブの部分にあり、多分プレハブごと社会教育部の財産として登録しております。留守家庭児童会が大部分を使用しているので、青少年育成課が主になって管理をしております。

木村委員) その規定の記載はあるのですか。

社会教育部長) それはないと思います。

木村委員) 今後その部分の規定はつくっておいたほうがいいのではないのでしょうか。

社会教育部長) そうですね。複数の団体で共有しているため、とても複雑になっております。

教育長) 木村委員がおっしゃったとおり、管理責任をどこがもつのかをはっきりさせ、規定した方がよいと思いますので、よろしくをお願いします。

社会教育部長) はい。わかりました。

教育長) この部分は宿題として、どこかの時点でまた報告してください。

小石委員) 公光町倉庫の「倉庫」という名前はずっとそのまま使っていくのですか。

浅井委員) 公光町倉庫が建物の名称だと思うのですが、今後、公光町倉庫と出たときに、これはP T Aが使っている場所なのだと、頭の切りかえが必要になってくるのかなと思いました。

生涯学習課長) 私も「倉庫」という名称を使っていますが、今回は改修

してきれいになっているので、用地管財課と調整を行いました。しかし、さまざまところに公有財産として、公光町倉庫と載っている関係で、そこを変えてしまうと、継続性等がわかりにくくなってしまうため、今のところ変更は行わないということになりました。

小石委員) 通称名を書き、括弧書き中に公光町倉庫のような記載はできないのですか。

教育長) このような規則では、記載されているすべての名称を統一させなくてはいけないので、難しいと思います。

浅井委員) ウィザスあしややリードあしやも、建物の名称ではなく呼び名ですね。そのような呼び方ができるといいと思います。

生涯学習課長) 私たちも事務をやっている中で、公光町倉庫と呼んでいるため、少々違和感がありますので、可能かどうか考えてみます。

木村委員) P T Aが入るとのことですが、今後もずっとそこで活動されるのですか。

生涯学習課長) そうです。

木村委員) 早急にというわけではないですが、そのようなことでしたら、やはり名称の変更はしておけるといいですね。また考えておいてください。

生涯学習課長) わかりました。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第1号及び第2号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて日程第2、報告第1号「芦屋市教育委員会教育長職務代理者の指定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第1号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言